

帰還困難区域（大熊町）から避難した亡母（申立人らが相続）について、大熊町で生まれ育ち、居住期間が８０年以上にわたっていたことや、先祖代々営んできた農業に従事し、婦人会に参加するなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害及びその増額分として８００万円（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円から１００万円増額）の賠償が認められたほか、原発事故による避難生活中に急性心筋梗塞を発症して入院し、急性肺炎を併発して平成２３年７月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を４割として死亡慰謝料８００万円の賠償が認められた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X１及び同X２（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- （１）亡A（以下「被相続人」という。）が平成２３年７月○日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- （２）申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第２ 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第３ 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第２記載の損害項目及び対象期間に係る和解金として金１６００万円の支払義務があることを認める。

第４ 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、令和７年４月１７日付和解契約書（一部）のとおり、本件の賠償金として、金１０００万円を支払済みであることを確認する。

第５ 支払方法

（省略）

第６ 清算条項

申立人らと被申立人は、第２記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- １ 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月8日

（仲介委員 櫻井 滋規）

別紙

項目		対象期間	金額
中間指針 第5次追補	生活基盤喪失による精神的損害（第2 の2）	—	8,000,000
	（対象者） 亡A		
生命身体的損害	死亡慰謝料 （申立人らそれぞれの固有の慰謝料 を含む。）	—	8,000,000
	（対象者） 亡A		
合計			16,000,000